

(仮称) 新スケート・カーリング場整備事業 入札説明書等に関する質問等及び回答 (1回目)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	質問事項	回答
1	入札説明書	4	1	4	(3)		「建設工事については、申請予定の交付金・補助金の交付内定後(令和10年(2028年)4月頃を想定)に着手すること。」と記載がありますが、これは着工時期そのものを当該時期以降に限定する趣旨ではなく、設計・建設期間内に事業の完成が見込める場合には、着工時期について一定の自由度が認められるとの理解でよろしいでしょうか。監理技術者の配置計画に影響するためご回答願います。	ご理解のとおりです。交付金・補助金の内定後であれば、事業の完成時期に影響を及ぼさない範囲において、着工時期の調整が可能です。
2	入札説明書	7	2	3	(2)	イ	札幌支店長名(受任者)で参加申請及び各提出書類の作成・押印を行ってもよいか。また、その場合は委任状の提出が必要か。	委任された者(受任者)による書類の提出は可能です。その場合、確認のため、本事業の参加申請時に改めて当該委任状の写しをご提出ください。 ウの要件は、代表企業以外の構成企業にも適用されません。建設業務を複数の者で実施する場合、代表企業は監理技術者等を専任かつ常駐で配置し、代表企業以外の構成企業は主任技術者を原則として専任で配置してください。
3	入札説明書	12	3	3	(2)	ウ	建設企業について、複数の者で実施する場合、代表企業以外の者は、ア～ウの要件を満たすこととあるが、このうちウに関しては、代表企業から監理技術者等を専任かつ常駐で適切に配置していれば、代表企業以外の者には適用しないことでよいか。	No.2をご参照ください。
4	入札説明書	12	3	3	(2)	ア	当社は令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿に取締役社長を代表者として登録し、かつ資格の登録有効期間において支店長に権限を委任する委任状を提出しております。この場合、支店長名で参加表明及び参加資格確認書類等を提出することは可能でしょうか。また、その場合、本件の参加申請時に改めて当該委任状の提出が必要でしょうか。	「令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿～1,200点以上であること。」とありますが、札幌市競争入札参加資格通知書の写しの提出は不要と考えてよろしいでしょうか。
5	入札説明書	12	3	3	(2)	ア		ご理解のとおりです。
6	入札説明書	14	3	4	(2)		構成企業の変更について「…特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。」とありますが、「特段の事情」とはどのような内容でしょうか。	構成企業において不測の事態が生じるなど、当初の体制で事業を継続することが著しく困難となるやむを得ない事情を想定しております。なお、単なる自己都合による変更は認められませんが、やむを得ない事情が生じた場合は、その都度本市と協議のうえ判断することとします。
7	要求水準書	(4)	2	4	(4)		「建設工事については、申請予定の交付金・補助金の交付内定後(令和10年(2028年)4月頃を想定)に着手すること。」と記載がありますが、これは着工時期そのものを当該時期以降に限定する趣旨ではなく、設計・建設期間内に事業の完成が見込める場合には、着工時期について一定の自由度が認められるとの理解でよろしいでしょうか。監理技術者の配置計画に影響するためご回答願います。	No.1をご参照ください。
8	様式一覧及び記載要領	3	2	(4)	ア	(ア)	書面による提出部数は正1部との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	様式集		様式2-1,2				グループ名は代表企業名の後ろに「グループ」を付す形でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	様式集		様式2-2				協力企業欄について、該当がない場合は削除でよろしいでしょうか。	様式の構成を変更(行の削除等)せず、欄内に「該当なし」と記載してください。
11	様式集		様式2-2				3. 協力企業については、再委託先から設計担当者を配置する場合など、構成企業以外の企業の明示が必要な場合に記入することとあるが、これ以外に本事業の着実な履行のため協力を求める予定の企業を記載することは問題ないか。	グループの実施能力等を示す目的として、構成企業以外の主要な協力予定企業を記載することも可とします。
12	様式集		様式2-3				委任企業別に委任状を1枚ずつ作成、提出してよろしいでしょうか。	作成方法に特段の指定はないため、委任を行う構成企業ごとに作成するほか、複数企業の連名により作成することも可とします。
13	様式集		様式2-4				担当者欄の担当者経歴について、記載を求める具体的な内容をご教示ください。(業務実績、経験年数など)	要求水準書等において規定する、各担当予定者に求める要件を満たすことが確認できる内容としてください。
14	様式集		様式2-4				(様式2-4) 設計企業に関する書類について、「②管理技術者(設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。)が設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの」とありますが、「健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、個人番号(マイナンバー)等の不要な個人情報部分はマスキング等の処理を行ったうえでご提出ください。 また、本事業において雇用関係を証明する書類としては、ご提示の書類(標準報酬決定通知書)のほか、以下のいずれかの書類(写し)の提出も可とします。 ・市区町村が発行した住民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用) ※直近で発行されたものに限る ・監理技術者資格者証(記載事項に変更がある場合は裏面も添付してください) ・健康保険組合が発行する健康保険被保険者資格加入証明書

15	様式集	様式 2-4			(様式2-4)「④以下に示す(ア)及び(イ)の要件を満たす業務について元請として履行実績を証明する契約書。・・・」とありますが、業務委託契約書の写しに(ア)及び(イ)の要件の記載が無い場合は、設計の概要や仕様を表す設計図書等の写しを添付することによってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。(ア)及び(イ)の要件を満たすことが確認できる、設計図書等の写しをご提出ください。
16	様式集	様式 2-5			代表企業以外の構成会社は本様式を別途作成すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	様式集	様式 2-5			代表企業以外の構成会社は監理技術者ではなく主任技術者の配置が求められると認識しております。代表企業以外の構成会社における「担当予定の監理技術者」欄及び「担当予定の施工担当者」欄の記載方法についてご教示ください。以下のいずれかになると考えますが異なる場合は具体的な記載方法をご指示いただけますでしょうか。 ・「担当予定の監理技術者」欄に主任技術者を記載し、「担当予定の施工担当者」欄に同じ主任技術者を記載 ・「担当予定の監理技術者」欄は空欄にし、「担当予定の施工担当者」欄に主任技術者を記載 また、主任技術者を記載する場合、「監理技術者証及び監理技術者講習修了証の有無」は空欄でよろしいでしょうか。	代表企業以外の構成企業については、「配置予定統括責任者」及び「担当予定の監理技術者」欄は空欄とし、「担当予定の施工担当者」欄に当該主任技術者を記載してください。なお、「監理技術者証等」の有無欄は空欄とせず、「有」又は「無」を記載してください。
18	様式集	様式 2-5			代表企業のみですべての項目を記入できるとき、建設企業が複数ある場合について、代表企業以外の担当予定者も追加記入する必要がありますか。	No.16のとおり、代表企業以外の構成企業がある場合は、代表企業が要件をすべて満たす場合であっても、当該構成企業に係る本様式をご提出ください。なお、記載方法についてはNo.17をご参照ください。
19	様式集	様式 2-5			代表企業以外の構成会社について、「配置予定統括責任者」は代表企業と同じ者を記載すればよろしいでしょうか。	代表企業以外の構成企業については、「配置予定統括責任者」欄は空欄としてください。
20	様式集	様式 2-5			要求水準書10頁第3条第1項(1)エ(イ)bに「施工担当者・建設業法26条第1項に規定する主任技術者であること」と記載がありますが、本様式の「担当予定の施工担当者」に「監理技術者証及び監理技術者講習修了証の有無」の欄があります。「監理技術者証及び監理技術者講習修了証の有無」は空欄でよろしいでしょうか。	専任の主任技術者として配置する場合であっても、「監理技術者証及び監理技術者講習修了証の有無」の欄は空欄とせず、実際の取得状況に応じて「有」又は「無」を記載してください。
21	様式集	様式 2-5			「担当予定の施工担当者」は「担当予定の監理技術者」と同一の者を記載してよろしいでしょうか。	要求水準書第3章1(1)エ(イ)に規定するとおり、施工担当者は施工責任者(監理技術者)の指揮のもと、十分な施工管理体制を構築する者として配置を求めているため、監理技術者とは別の者を記載してください。
22	様式集	様式 2-5			添付書類欄③に「以下に示す(ア)及び(イ)の要件を満たす工事について~証明する契約書」とありますが、コリンズ(JACIC提供)を使用し、契約書写しの添付を省略してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書の写しに代えて、CORINS(工事实績情報システム)の登録内容が確認できる書類(写し)を提出する場合は、契約書写しの添付を省略することを可とします。
23	様式集	様式 2-5			添付書類欄④に「履歴事項全部証明書」とありますが、本書を添付する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、令和7・8年度札幌市競争入札参加資格申請時に、既に当該書類(写し)を提出済み場合は、本事業における提出を省略することを可とします。
24	様式集	様式 2-5			下段*に「担当予定者が複数となる場合は」との記載がありますが、本工事は着工まで約2年を要する計画であり、現時点において配属予定の監理技術者1名を確定することは困難な状況です。そのため、複数の候補者を記載したうえで、着工時点までにその中から監理技術者を選定する対応が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	入札参加資格審査書類の提出時点で監理技術者の確定が困難な場合は、複数の候補者を記載することを可とします。ただし、本事業はDB方式であることを踏まえ、候補者のうち少なくとも1名は、本事業の着手時(設計業務段階)から技術的支援等により継続的に関与し、建設業務の着手以降は専任で配置されることを必須とします。
25	様式集	様式 2-5			代表企業以外の構成会社について、添付書類欄③の(ア)・(イ)どちらかもしくはどちらも実績を有さない場合は履行実績を証明する契約書の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	様式集	様式 2-5			添付書類欄②に「建設企業と監理技術者等の雇用関係(入札参加表明書の受付日から起算して過去3ヶ月以上の直接的かつ恒常的)を証明するもの」とありますが、添付書類として『雇用保険被保険者資格等確認通知書』を用いてよろしいでしょうか。	No.14をご参照ください。
27	様式集	様式 2-6			担当者欄の担当者経歴について、記載を求める具体的な内容をご教示ください。(業務実績、経験年数など)	No.13をご参照ください。
28	様式集	様式 2-6			(様式2-6)工事監理企業に関する書類について、「②工事監理責任者(管理技術者)(工事監理業務の技術上の管理等を行う者をいう。)が工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの」とありますが、「健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し」でよろしいでしょうか。	No.14をご参照ください。
29	様式集	様式 2-6			(様式2-6)「③以下に示す(ア)及び(イ)の要件を満たす業務について元請として履行実績を証明する契約書。・・・」とありますが、業務委託契約書の写しに(ア)及び(イ)の要件の記載が無い場合は、設計の概要や仕様を表す設計図書等の写し、または、工事監理報告書の写しを添付することによってよろしいでしょうか。	No.15をご参照ください。
30	様式集	様式 2-7			特定建設業の許可通知書の有効期間が本契約締結予定日より前に満了する場合、どのように提出すべきか。	参加申請時点において有効な許可通知書の写しをご提出ください。なお、その後の更新により新たな通知書が発行された場合は、速やかにその写しをご提出ください。

31	様式集		様式 2-8			構成企業のすべてが、札幌市競争入札参加資格名簿に登録されている場合は、本様式は提出不要と解してよろしいか。	ご理解のとおりです。
32	様式集		様式 2-9			提出する共同企業体協定書とは、企業グループを構成する設計企業、建設企業、工事監理企業間の協定書のことと解してよろしいか。また、複数の建設企業間でJVを組む場合において、そのJV協定書の提出が併せて必要か。	ご理解のとおりです。異業種間（設計・建設・監理）のグループ構成に関する協定書の写しに加え、建設、設計又は監理の各業務において共同企業体（JV）を組成する場合は、それぞれのJV協定書の写しについても併せてご提出ください。
33	様式集		様式 2-9			建設企業における共同企業協定書と考えてよろしいでしょうか。	No. 32をご参照ください。
34	様式集		様式 2-9			設計企業・工事監理企業及び建設企業で共同企業体（乙型）を組成する場合には、当該協定書写しの提出は必要でしょうか。	No. 32をご参照ください。
35	設計建設等 請負契約書（案） 別紙3	2	3			3. 建設業務費の改定において、建設業務費の改定条件が示されていますが、設計業務費及び工事監理業務費に関して、国土交通省により決定される設計業務委託等技術者単価に準じた上昇分の改定適用をお願い致します。	契約書案でお示ししているとおり、本事業におけるスライド条項の適用対象は「建設業務」に限定するものとなります。